

仕様書

第1 事業名

島しょ地域交通サービス事業委託

第2 目的

移動アクセス手段の更なる充実が見込める島しょ地域で、観光客向けの新たな交通サービスを推進し、観光客の満足度を上げて旅行者の再来訪に繋げていく必要がある。

そこで、各観光施設等を移動する手段を検討することを目的としたモニターツアー及び実証実験を実施し、観光地を周遊する交通手段の整備に繋げる。

第3 契約期間

契約締結日の翌日から平成31年3月31日まで

第4 定義

本仕様書は以下の通り定義する。

「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島及び母島をいう。

第5 委託業務内容

1 全体運営

受託者は本事業の履行に当たり、以下の（1）及び（2）に留意すること。

（1）上記「第2 目的」を踏まえ、以下のアからオまでを行うこと。

ア 対象エリアにおける既存の公共交通の整備状況や、各自治体の交通計画等を調査し、イ、ウを実施するための詳細なスケジュール等を記述した実施計画書を作成し、公益財団法人東京観光財団（以下、「TCVB」とする）の承認を得ること。

イ モニターツアー

- ① モニターツアーコース案の設定
- ② モニターツアー参加者の招聘・募集
- ③ モニターツアーの実施
- ④ モニターツアー効果測定（アンケート・ヒアリング）の実施

ウ 実証実験

- ① 実証実験の実施におけるアウトラインの設定
- ② 実証実験の実施
- ③ 実証実験の分析・検証

エ 情報発信

- ① WEB ページ掲載用原稿の作成及び提供

オ 報告書

- ① 報告書の作成及び提出

(2) 事業の実施に当たっては、関係自治体の協力を得ながら実施体制の整備、実施業務の詳細について、TCVB と協議を行いながら進めること。

また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。

2 交通サービス事業に向けたモニターツアー等

(1) モニターツアーの実施

上記1の(1)「イ モニターツアー」の実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

ア 実施概要

島しょ地域の観光資源を活かした「交通手段確保型旅行商品」のモニターツアーを企画し、10月から1月の間に2回実施すること。参加者数は、各モニターツアー20名程度とし、5名程度は外国人とする。

なお、モニターツアーの地域及び対象者は以下の2通りとする。

- ① 三宅島で、旅行事業者、交通事業者及び観光協会職員等を対象
- ② 三宅島で、一般旅行者を対象

また、モニターツアーの実施は旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1項から同第4項までに定める旅行業務を営む者が行うこと。

イ モニターツアーコース案の設定

受託者は、以下の(ア)から(ケ)までの内容を踏まえ、企画・提案の上、上記の2通りに相応しいモニターツアーコース（以下「コース」という。）を設定すること。

(ア) 各コースの移動手段及び訪問する観光施設等について提案を行いTCVBの承認を得ること。

(イ) 各コースの設定に当たっては、地域課題や交通用具の特性等を踏まえ、観光等で地域を移動する際の二次交通の改善につながるものであり、かつ実際の導入を見据えたものとする。

(ウ) モニターツアーの日数は各1泊2日程度とすること。

(エ) 行程については、港、宿、主要な観光スポットを周遊するものとし、(1)ア①②の各対象に見合ったものとする。また、(1)ア①のモニターツアーの結果を踏まえ、(1)ア②のモニターツアーを企画・実施すること。なお、6月初旬頃に三宅支庁が公表予定の整備工事に関する事業計画も参考にし、行程を決定すること。

(オ) 上記「(1)モニターツアーの実施」のコース設定に当たっては、電動アシスト自転車及び自動運転技術を活用したモビリティ等を用いた調査検証を行えるものとする。自動運転技術を活用したモビリティ等については、自動運転技術実施事業者等と協働し、事業を実施すること。

(カ) 各参加者が必ず上記(オ)の各交通用具を体験出来るよう、行程及びグループ分け等工夫し、事前にTCVBと協議の上決定すること。

(キ) 上記(ア)から(カ)までで設定した各コース案の関係者（市町村、観光協会等）に対し、当該事業について説明を行うこと。

(ク) 上記(ア)から(カ)までで選定したコース案に含まれる観光施設及びコース案付近にある施設のうち依頼が必要な施設等に対し、本事業への協力を依頼すること。

なお、協力が得られない施設があった場合は、速やかに代替案をTCVBに提示すること。

(ケ) 上記(キ)及び(ク)の結果を踏まえ、各コースについて再度検討し、コース案を設定すること。なお、各コースについて、施設情報、写真、位置情報等が記載された書類をTCVBへ提出し、

了承を得ること。

ウ モニターツアー参加者の招聘・募集

(ア) モニターツアー参加者に関する最終決定はTCVBの承認を得ること。なお、参加者の選定については以下に留意すること。

- ① 旅行事業者、交通事業者及び観光協会職員等はコースを評価できる知見の有する者を招聘すること。なお、選定に際しては地域・職種に偏りなく招聘すること。
- ② 一般旅行者は応募により決定すること。なお、選定に際しては地域・性別・年齢・職種などに偏りなく決定すること。
- ③ 外国人参加者は国籍・性別・年齢などに偏りなく決定すること。

(イ) モニターツアーの参加者（通訳・現地ガイド等の参加者分も含む）に対し、以下の①から④までの手配等を行うこと。なお、各手配に係る諸経費は受託者の負担とする。

- ① 集合場所からモニターツアーを開催する地域までの移動手段
- ② 参加者の旅行保険および行程中に必要な移動手段、宿泊、食事、観光施設利用など
- ③ レセプション会場と飲食の提供
- ④ 現地ガイド

(ウ) 被招聘者、関係者等（市町村・観光協会・各事業者等）からの問い合わせ等に対応すること。

エ モニターツアーの実施

受託者は、設定したコースに沿って、モニターツアーを各コース1回、計2回実施すること。

(ア) 各コースの案内等についてまとめた資料を参加者に配布すること。外国人参加者の資料については母国語にも配慮して作成すること。

(イ) 実施結果について報告書としてまとめること。

(ウ) 各コース当たり、1泊につき1回レセプションを開催すること。飲食（ウェルカムまたはフェアウェルレセプション）についてはアレルギー・宗教・ベジタリアンなどに十分配慮すること。

(エ) 第5 2 (1) アの「① 三宅島で、旅行事業者、交通事業者及び観光協会職員等を対象」としたモニターツアー終盤に、現地において意見交換会を開催し、コースや交通用具について参加者の意見を聴取すること。

(オ) 各コースに必ずガイドを付けることとし、対象となる地域における豊富な知見・ガイド歴を有する者を選定すること。

(カ) モニターツアー参加者に一人当たり4,000円以上の記念品を贈呈すること。記念品はモニターツアー実施地域に関連ある品物とすること。

(キ) 留意事項

- ① 各コースにモニターツアー責任者を設置し、モニターツアーの開始から終了まで同行すること。
- ② 移動手段に応じた引率者・誘導員等を同行すること。
- ③ ②に加えて、必要に応じて安全かつ円滑な実施を考慮した人員配置を行うこと。
- ④ 移動手段に応じた道路許可申請等の許認可の手続きを行うこと（警察、地方運輸局、道路管理者等との調整）。
- ⑤ モニターツアー開催時には、受託者の責任において、参加者の安全確保を図ること。

また、事故が発生した場合は、直ちに TCVB 担当者に連絡するとともに、適切な処理を行うこと。

- ⑥ 悪天候等によりモニターツアー開催が困難な状況の場合は、日程の変更について TCVB と協議し、各種調整を行うこと。

オ モニターツアー効果測定（アンケート・ヒアリング）の実施

受託者は、モニターツアーに関するアンケート・ヒアリング等の効果測定を実施し、その結果を以下「(2) 実証実験の実施」へ反映させた上で、3の報告書にも盛り込むこと。アンケート・ヒアリング等の内容については TCVB の承認を得ること。

(2) 実証実験の実施

上記1の(1)「ウ 実証実験」の実施に当たっては、(1)のモニターツアーの結果や以下の事項に留意し、自動運転技術を活用したモビリティ等の実証実験を企画し、実施すること。

ア 実証実験の実施におけるアウトラインの設定

以下のアウトラインの内容を設定すること。なお、実施期間については、効果を検証するために必要な日数、時間を確保すること。

- ・実施コース
- ・実施時期、期間
- ・実施回数
- ・利用料金
- ・関係機関との調整、連携
- ・課題及び効果の分析方法

イ 実証実験の実施

実施に際しては以下の点に留意すること。

- (ア) 実施に際しては実施計画を作成し、受託者の進行管理の下で行うこと。
- (イ) 実施期間中に発生する課題への対応や整理については、受託者が行うこと。
- (ウ) 実証実験実施期間中に、内容等の見直しが必要になった場合は、適宜調整を行うこと。
- (エ) 実施に際して必要に応じて安全かつ円滑な実施を考慮した人員配置を行うこと。
- (オ) 実施に際して必要な道路許可申請等の許認可の手続きを行うこと（警察、地方運輸局、道路管理者等との調整）。

ウ 実証実験の分析・検証

以下の分析・検討を実施すること。なお、本分析・検証は実際の導入を想定した判断材料となることに留意して適切な方法にて行うこと。

- ・実証実験に対する旅行者ニーズ
- ・費用負担把握
- ・課題整理
- ・実現に向けた検討・提案（観光振興に向け、民間企業が参入できるビジネスモデル案や採算性の検討 等）

(3) 情報発信

上記1の(1)「エ 情報発信」の実施に当たっては、以下のアからエに留意すること。

- ア TCVB が実施する別事業「多摩・島しょ魅力発信事業」と連携し、本事業の専用 WEB ページを作

成すること。WEB ページ自体は「多摩・島しょ魅力発信事業」の予算にて作成予定だが、掲載する原稿、画像等（以下、「コンテンツ」という。）は、本事業の受託者が作成・提供すること。

イ WEB ページのターゲットは、主に一般旅行者とする。

ウ 掲載するコンテンツは以下のとおりとする。なお、コンテンツの掲載については、各観光施設及び各参加者に対し事前に説明し、了承を得ること。

（ア）本事業の概要

（イ）モニターツアー（一般旅行者対象）について（告知、モニター募集、実施報告等）

（ウ）実証実験について（告知、実施報告等）

（エ）その他、TCVB と協議の上決定すること。

3 報告書の提出

上記1の（1）「オ 報告書」の実施に当たり、受託者は、全ての工程終了後に、全体をまとめた報告書を作成し、提出すること。作成した報告書は必要に応じて、関係者（市町村、観光協会、事業者、メディア等）へも配布すること。なお、配布リストについては、事前に作成し、TCVB と協議の上決定すること。

（1）調査報告書 50 部

- ・目次、体裁等はTCVB と協議の上決定すること。
- ・エクセル、パワーポイント等を使用する場合には別紙として添付すること。
- ・モニターツアーの現場写真、アンケート結果等を必ず取り入れること。

規格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 仕立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド2018の印刷物における水準1を満たすこと。

（2）報告書類の電子データ一式（CD-R等） 1部

「Microsoft Word2010」以上、「Microsoft Excel2010」以上または「Microsoft Power Point2010」以上のいずれかによる。

（3）TCVBの承諾

提出の前日までに報告書を案として1度提出し、報告書の内容についてTCVBと協議し承認を得ること。また、TCVBが必要と認めるときは、その求めに応じて報告書の基となるデータを提出すること。

第6 著作権

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）は、すべてTCVBに帰属する。
- 3 本件委託による得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。ただし、TCVBが本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、TCVBは事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめTCVBに通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、すべて受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3及び4の規定は、第7により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。
- 6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

第7 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書によりTCVBと協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

第8 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、TCVBの保有する個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第9 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第10 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、TCVBの担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちにTCVBに連絡すること。

- 3 本仕様書に疑義がある場合は、TCVB と事前に協議すること。
- 4 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含むものとする。

第 11 連絡先・提出先

公益財団法人 東京観光財団 地域振興部

〒162-0801 東京都新宿区山吹町346番地6 日新ビル2階

担当：谷口・荒木・梶中

電 話 03-5579-2682 (直通)

F A X 03-5579-8785